

(受付印)

# 記入例

令和3年1月31日

北九州市長宛

住所 北九州市〇〇区△△〇丁目〇番〇号

氏名(名称) 株式会社 〇〇〇

代表者氏名 北九 太郎

電話番号 093-582-XXXX

業種名 不動産賃貸業・管理業

日中、連絡が取れる  
電話番号を記入ください

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産  
に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び  
償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いた  
します。

※令和2年12月31日以前は附則第61条

会計帳簿等により、  
すべての事業収入の合計額  
を記入してください

記

## 1 事業収入割合について

令和2年3月1日から同年5月31日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年3月1日から令和元年5月31日 左の期間の前年同期を記載		
3 月期	4 月期	5 月期	3 月期	4 月期	5 月期
750,000 円	800,000 円	750,000 円	1,500,000 円	2,000,000 円	1,500,000 円
合計:	2,300,000 円	・ ・ ・①	合計:	5,000,000 円	・ ・ ・②
事業収入割合: 46 %			( ① / ② ) ※小数点以下切り捨て		

50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)

(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率:全額)

50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)

(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率:1/2)

所有者コードは、納税通知書、  
償却資産申告書などを参考に  
記入ください。

## 2 特例対象資産について

申告の有無	資産	資産の所在区	所有者コード
○	事業用家屋(別紙「特例対象家屋一 覧」のとおり)	小倉北区 戸畑区	123456 654321
○	償却資産	小倉北区 戸畑区	777777 999999

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 「資産の所在区」及び「所有者コード」は、事業用家屋の場合は「固定資産税(土地・家屋)納税通知書」  
を、償却資産の場合は「固定資産税(償却資産)納税通知書」や「償却資産申告書(償却資産台帳)」などを  
参考にご記入ください。

複数の区に資産をお持ちの方は漏れがないように全ての所在区、所有者コードをご記入ください。

※3 償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。  
(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

※北九州市処理欄

償申同封	特例入力	入力確認

### 3 誓約事項について

以下の(1)から(4)について、事実に相違ないことを誓約します。

(1)「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。

(2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特

(3) (申告者が資本若しくは出資を額が1億円以下であり、かつ、次

① その発行済株式又は出資(そ又は総額の2分の1以上が同

② その発行済株式又は出資の

※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。

(4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

この欄は、認定経営革新等支援機関等(税理士、公認会計士、金融機関など)が記入する欄です。必ず認定経営革新等支援機関等の確認を受けてから、提出ください。  
※代表者印が押されていることをご確認ください。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1~3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所 北九州市〇〇区△△〇丁目〇番〇号

名 称 税理士法人 〇〇〇

代表者役職 代表社員

代表者氏名 門司 一郎

印

認定経営革新等支援機関等担当者名

小倉 二郎

認定経営革新等支援機関等電話番号

093-XXX-XXXX

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

XXXX@XXXX.XX.XX

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
- 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
- 「氏名(名称)」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
- 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
- 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。  
また特例申告の際、会計帳簿や青色申告決算書など収入が減少したことが分かる書類を添付すること。
- 本特例の申告は令和3年2月1日(月)までに北九州市税務部固定資産税課に対して行うこと。  
可能な限り、郵送での申告にご協力ください。

(送付先) 〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局税務部固定資産税課

事業用家屋について特例適用を受けようとする場合は、この別紙にも記入ください。

家屋の調査番号		床面積		
調査番号	〇〇区△△〇丁目〇-〇	120.00	うち事業用	
家屋番号	〇〇区△△〇丁目□-□		120.00 m <sup>2</sup>	100 %
調査番号	〇〇区△△〇丁目〇-〇	100.00	うち事業用	
家屋番号	〇〇区△△〇丁目□-□		50.00 m <sup>2</sup>	50 %
調査番号			うち事業用	
家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
調査番号			うち事業用	
家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
調査番号			うち事業用	
家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
調査番号			うち事業用	
家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
調査番号			うち事業用	
家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
調査番号			うち事業用	
家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
調査番号			うち事業用	
家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
調査番号			うち事業用	
家屋番号		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%

- 1 令和2年度における課税明細書に記載の単位で記入ください。(令和2年度における課税明細書に記載のない家屋(令和2年中に新築または増築された家屋等)については、家屋の所在ごとに一棟単位で記入ください。この場合、調査番号の欄に所在を記入ください。)
  - 2 納税通知書表紙((1)ページ)と課税明細書((3)ページ~)のコピーを添付ください。
  - 3 特例対象家屋が事業用であることを示す書類及びその事業用割合を示す書類(法人税の申告における別表十六、青色申告決算書など)を添付ください。
  - 4 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けてください。
  - 5 申告時期・件数によっては、処理に時間を要する場合があります。当初納税通知書に特例適用後の税額が反映されていない場合は、改めて特例適用後の通知書をお送りいたします。予めご了承くださいませようお願いいたします。
- ※ 償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。